

法人県民税特例制度について

法人県民税特例制度の概要

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の1.8% (中小法人等は1.0%(標準税率)) ※R1.10.1以後に開始する事業年度 【中小法人等】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人
適用期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税収による用途	標準税率を超える部分(特例分:0.8%)による税収は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税収(特例分)	約426百万円(平成30年度決算ベース)

<制度の趣旨>
社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施し、社会福祉施設整備基金に積み立てて活用

<制度の経緯>

適用期間	S61~H2	H3~H7	H8~H12	H13~H17	H18~H22	H23~H27	H28~R2
目的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備					
対象法人	資本金額等が1億円を超える法人 または法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円を超える法人 または法人税額1,000万円を超える法人	現行の基準は23年を経過し、対象法人にとっても定着			
税率	6.0% (中小法人等5.0%) 特例分1.0%	5.8% (中小法人等5.0%) 特例分0.8%			H26.10~ 4.0% (中小法人等3.2%) 特例分0.8%		R1.10~ 1.8% (中小法人等1.0%) 特例分0.8%

(答申) 令和3年度以降も法人県民税特例制度を継続

この特例制度の税収により、多くの関係施設整備が行われており、一定の役割を果たしている。今後も奈良県総合医療センターの整備をはじめ多くの関係施設整備の計画がされていることから引き続き継続することが適当

【奈良県税制調査会答申の概要】

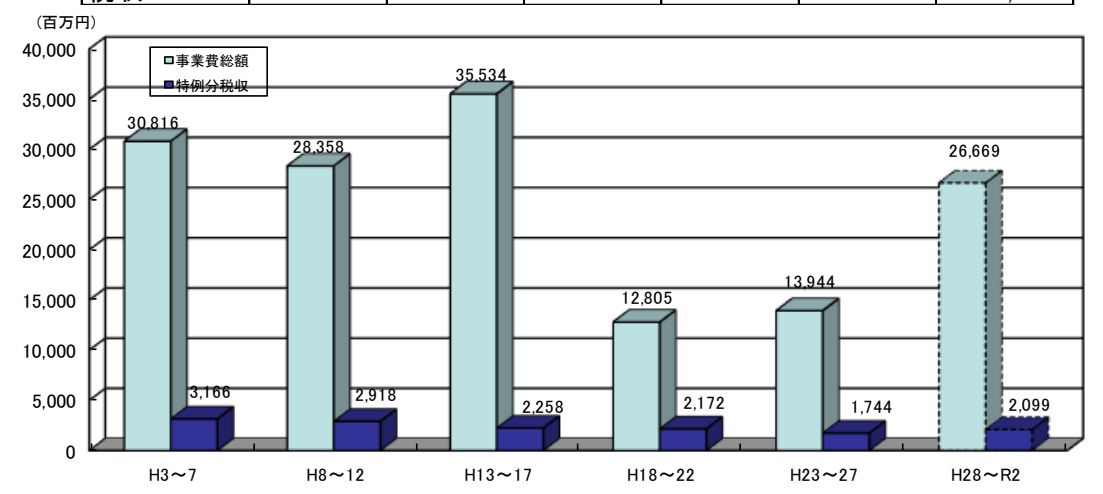
- 課税の対象となっている企業には、資本金が10億円未満の企業も多く、相当程度広く課税されていることなどから、課税対象は現行のまま据え置くことが適当
- 保育施設の充実など県内の法人活動の活発化にも資する事業に対する社会的な要請があることなどから、税率は現行のまま据え置き、課税期間は5年とすることが適当
- 用途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より暮らしやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、労働者の医療・子育て等福祉面での環境に対する不安を解消させる社会福祉施設等の充実を検討することが適当

税の用途事業について

○事業費と税収の推移

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
事業費総額	3,817	4,045	4,369	7,464	6,974	26,669
税収	404	431	426	426	412	2,099



○用途事業について

主な用途事業<平成28年度~令和2年度> 総事業費:267億円

- ・ 障害者福祉施設整備 : 県立障害福祉施設整備 (藤の木学園) 民間障害福祉施設整備
- ・ 老人福祉施設整備 : 特別養護老人ホーム等整備
- ・ 医療施設整備 : 県立医科大学附属病院整備 奈良総合医療センター施設整備



県立医科大学新病棟

令和2年度末で課税期間の終了を迎えることから奈良県税制調査会に諮問

奈良県税制調査会 委員

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院 教授
下山 朗	奈良県立大学地域創造学部 教授
鈴木 将寛	専修大学経済学部 教授
竹本 亨	日本大学法学部 教授
林 宏昭 (座長)	関西大学経済学部 教授
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授